

監 査 告 示

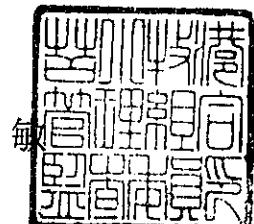
苦小牧港管理組合監査委員告示第8号

令和2年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果
に基づき講じた措置の公表について

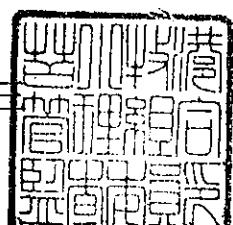
令和2年度苦小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果に
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1
99条第12項の規定により、令和2年12月21日付けで苦小牧港管理
組合管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表す
る。

令和2年12月24日

苦小牧港管理組合監査委員 佐 藤



苦小牧港管理組合監査委員 小 山 征



苦港総第669号
令和2年12月21日

苦小牧港管理組合

監査委員 佐藤 敏様
監査委員 小山 征三様

苦小牧港管理組合

管理者 苦小牧市長 岩倉博



令和2年度定期監査に対する措置について（通知）

令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

監査結果に基づき講じた措置

	指摘事項	講じた措置
(1) 定期監査		
ア	支出事務において、支払が遅延しているもの が見られた。	適切な事務処理を確保するよう、部課長会議等において各所属長を通じ職員への指導徹底を促し、支出事務の整理を行い遅延の未然防止を図った。 書類の混同を防ぐため、処理完了ケースを廃止し速やかに綴ることとし係内で二重の確認を行うことで再発防止を徹底した。
(2) 財政援助団体等監査 ア 財政援助団体		
(ア)	みなどオアシス苦小牧運営協議会 債権者と支払先が異なるものが見られた。	苦小牧市（財政課）が発出する「財政援助団体における現金出納事務等のガイドライン」等を再確認するとともに、事務処理に関するチェックリストを盛り込んだ手順書を作成し、確認を徹底した。
(イ)	苦小牧港利用促進協議会 適正な支払証拠書類が保管されていないもの が見られた。	